

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) を支給します。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を支給します。

●ひとり親世帯

	対象	手続き	支給時期
①	令和4年4月分の児童扶養手当が支給された人	不要	6月29日に支払い済み
②	公的年金などの受給により、令和4年4月分児童扶養手当が支給されていない人 ※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限る。	必要 ※必要書類などの詳細は問い合わせてください。	申請書を提出した月の翌月末頃
③	新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人		

●ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 (ひとり親世帯分の給付金を受け取った人は除く。)

	対象	要件	手続き	支給時期
①	令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者		不要	7月28日に支払い済み
②	令和4年5月分から令和5年3月分までの児童手当または特別児童扶養手当の新規受給者 ※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれた新生児も対象。	令和4年度分の住民税均等割が非課税の人 ※公務員を除く。	不要	随時支払い予定
③	①②以外の人で、令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児は20歳未満)の養育者で、右記の要件のいずれかに該当する人 ※令和5年2月28日までに生まれた新生児も対象。	▷令和4年度分住民税均等割が非課税の人 ※高校生のみを養育している人、公務員など。 ▷新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、令和4年1月1日以降、収入が令和4年度分の住民税均等割非課税の人と同じ水準になっている人	必要 ※必要書類などの詳細は問い合わせてください。	申請書を提出した月の翌月末頃

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分対象者①②の児童手当を受給している人で、平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童(高校生など)を養育している人は、当該児童分もあわせて7月下旬から随時支払い予定です。

住民税均等割の非課税相当収入限度額

世帯の人数	非課税相当収入限度額(非課税限度額+給与所得控除額)
2人	1,469,000円
3人	1,877,000円
4人	2,327,000円
5人	2,777,000円
6人	3,227,000円
7人	3,668,000円

※世帯人数は、申請者本人、収入金額103万円以下の同一生計配偶者、16歳未満の人も含む扶養親族の合計人数。

給付額 児童1人あたり一律5万円

申請期間

8月29日(月)～令和5年2月28日(火)

申請・問い合わせ先 女性子ども課 (☎43-7139)